

新工事成績評定制度の実施について

総務部経理課契約係

平成21年4月

渋谷区が発注する工事の良質な履行を確保するとともに、工事請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、平成21年度から新たな工事成績評定制度を導入します。

1 対象工事

原則として1件の契約金額が130万円を超える請負工事が対象となります。（ただし、緊急工事及び単価契約による工事は除きます。）

2 評定結果の通知

工事の評定結果を請負者に通知します。また、請負者は、自己の評定の内容について、書面により説明を求めることができます。

3 評定結果の活用

(1) 優良工事の公表

評定結果が優れていた工事については、優良工事として、工事件名、請負者名をホームページで公表します。

(2) 不良工事に対するペナルティ

評定結果が不良又はやや不良であった工事については、渋谷区入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行うとともに、その旨を公表します。

※ 評定後であっても、かし担保期間内にかしが判明した場合は、評定結果の修正を行います。これによって評定結果が不良又はやや不良となった場合は、指名停止の対象となります。

(3) 総合評価入札への活用

新制度による評定結果は、今後渋谷区が総合評価入札を導入する場合の、請負業者の施工能力評価点として活用することを予定しています。